

**歌志内市における
女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画**

歌 志 内 市

歌志内市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年5月

歌志内市

歌志内市議会

歌志内市教育委員会

歌志内市監査委員

歌志内市選挙管理委員会

歌志内市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、歌志内市、歌志内市議会、歌志内市教育委員会、歌志内市監査委員及び歌志内市選挙管理委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

法は平成28年4月1日から平成38年3月31日までの時限立法である。本計画は、前半の5年間である平成28年4月1日から平成33年3月31日までを計画期間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が主管となり、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、市長部局、市議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局、において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成のため、それに対する取組みを実施する。

なお、この目標及び取組は、市長部局、市議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 職員採用関係

採用者に占める女性職員の割合は、各年度の募集職種及び定員に伴う増減はあるが、多くの女性が活躍できるよう、その入口となる女性職員の採用の拡大は当然ながら重要である。今後も更に、人物本位の選考により、意欲と能力のある女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者・合格者の拡大に向け、職務・職員の魅力等を伝えるための積極的な広報活動を実施する必要がある。

《取組》平成 28 年度より随時実施

- ・ 仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介など、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- ・ 女性職員との意見交換の場を設け、女性が働きやすい職場環境の整備に努める。

【目標】

- ・ これらの取組を通じて、平成 32 年度までに、採用者に占める女性の割合を平均 30%以上とする。

(2) 長時間勤務関係

①時間外勤務の縮減

長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすこととなる。また、仕事と生活の調和、職員の士気の確保、人材の確保等の観点からも時間外勤務の縮減に取り組むことの重要性は、ますます高まっていることから時間外勤務の縮減に努める。

《取組》平成 28 年度より随時実施

- ・ 毎週水曜日のノー残業デーの周知徹底を図り、早期退庁を勧奨するとともに、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。

【目標】

- ・ これらの取組を通じて、平成 32 年度までに、職員の時間外勤務の平均時間を平成 27 年度比で 20%以上減少させる。

②年次休暇の取得の促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、すべての職員が仕事と生活を調和できるワークバランスが重要になってくる。また、余暇を楽しむ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ること

ができ、多面的な視点から仕事を進めることができるようになることから、年次休暇の取得の促進を行う。

《取組》平成 28 年度より随時実施

・年次休暇の取得目標を定め、各職員への周知徹底を図るとともに、管理職員は自ら率先して年次休暇を取得するなどして、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくり努める。

【目標】

・これらの取組を通じて、平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を 10 日以上とする。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、すべての男性職員が取得できる、子どもが生まれた時の配偶者出産休暇、妻の産後等の期間中の育児参加休暇及び育児休業等について周知し、これら休暇等を取得することについて、職場の理解が得られるための環境づくりに努める。

《取組》平成 28 年度より随時実施

・男性の育児休業取得等の促進に向けて、該当する職員のみでなく管理職員にも特別休暇の内容を周知し、希望する職員が休暇を取得しやすい職場環境の整備に努める。

【目標】

・これらの取組を通じて、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇等の取得を促進する。